

1482 の 1、1482 の 4、1483、1484、1484 の 2、1491、1494、1495、1496 の 2、1498 の 3、
 字貝ノ石 1499、1501 の 2、1503、1506 の 1、1506 の 5、字道目木 2560 の 1、2563 の 1、字
 赤石ノ迫 2573 の 2、字赤石 2624 の 1、字洗出 2664 の 2 から 2664 の 4 まで、2664 の 8、
 字栢畑 2668 の 2、2688 の 10、字栢畑ノ平 2683 の 2、字ヲシン平 2684 の 1、字ホタキ平 2696
 の 1、2696 の 4、字横尾尻 2700 の 1、字横尾 2702、字木取道 2707 の 1、2709 の 3、字ヲ
 シン迫 2729 の 2、字池 2736、字池ノ平 2737、字赤クエ 2739、2740 の 7、2746 から 2749 まで、
 字猪ノス 2752 の 1、字イノス頭 2753 の 1 から 2753 の 3 まで、2754 の 2、字シハス
 ミ向 2755 の 4、字木 取頭 2758 の 1、字柴積 2762、字柴積尻 2766 の 1、2766 の 2、字セン
 カメ尻 2772、字場貫尻 2773、字場貫 2774、字場貫頭 2775 の 1、字龍神頭 2777 の 8、字フ
 ウノ木頭 2778 の 1、2778 の 3、2779、2780 の 1、字龍神 2781、字龍髪尻 2782 の 2、字フ
 ウノ木 2789 の 1、2790、字ゼンガメ 2791 の 1、2792 の 2、字クレ尾 2843 の 10、2845 の 2、
 2845 の 12、2845 の 30、2845 の 35、字カタンタ 2851 の 5、2851 の 8、2851 の 10、2852、
 字カイノ迫 2856 の 7、字ホフ木 2863 の 3、2863 の 10、字古木場 2886 の 4、字カタンタ平
 2889 の 5、字松ノ尾頭 2890 の 1、2890 の 2、字ヒメソ平 2903 の 1、字ガンド平 2904 の 1、
 字エヒラ 2905、字コキ木場尻 2907、字堀切 2908 の 1、字松ノ尾迫 2909 の 1、2909 の 2、
 字松ノ尾 2910 の 1、2910 の 3、2910 の 4、字尾崎 2912 の 1、2912 の 2、2912 の 7、2912
 の 10、2912 の 13、2912 の 16、字フチノ平 2914、字豆木場 2918 の 1、2918 の 16、字豆木
 場平 2919、2919 の 2、字下ノ平 2920 の 1、字ハタフノ迫 2926 の 1、2927、字猿学 2928、
 字長畑 2929、字キヌ衣 2930 の 1、2930 の 2、字小屋床 2931、字物立場 2932、字キビリ平
 2933、字キビリニ又 2934、字キビリ 2935、2935 の 1、2935 の 7、字真土ノ峯 2936 の 1、字
 出合越 2937 の 1、2937 の 4、字一枚田ノ迫 2938 の 1 から 2938 の 3 まで、字出山 2945 の 1、
 2946、字岩山 2951 の 1、字シナシ 2952 の 1、2952 の 3、字シナシ平 2961 の 1、字中川原
 2972 の 1、2972 の 4、2972 の 7、2973、字カライケ 2974、字松ノ下 2975、字松ノ平 2977、2977
 の 1 から 2977 の 3 まで、2980、字中川原尻 2982 の 1、2982 の 3、字ヒメゾ 2998、3005、
 3007、字屋敷 3055 の 3、字下屋敷 3070 の 5、3071 の 1、字上桑平 3082 の 1、3082 の 2、
 3084、字ウスノ久保 3085、字下ウスノ久保 3086、字石田ノ平 3087、字前ノ迫 3088 の 1、
 3090、字ソウズ平 3091、3093 の 1、字ソウズ 3097、3105 の 1、字上ソウズ 3107 から 3109
 まで、字下ソウズ 3110、3111、字後ノ迫 3112、3113、3114 の 1、3115、字石田 3118、3120、
 3125、3126 の 2、字桑平迫 3128、3140、3142、3143

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに
 本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 134 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2
 の規定により告示する。

平成 15 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県本渡市本町大字本字根松 4794 の 1、4799 の 4、4799
 の 7、字トジ山 4857 の 1、4857 の 2、4863 の 7、4865 の 1、4865 の 3、4868 の 4、4869 の
 1 から 4869 の 3 まで、4869 の 6、4869 の 11 から 4869 の 13 まで、4869 の 16、4873 の 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字トジ山 4857 の 1、4857 の 2、4863 の 7、4865 の 1、4865 の 3、4868 の 4、4869 の
 1 から 4869 の 3 まで、4869 の 6、4869 の 11 から 4869 の 13 まで、4869 の 16、4873 の 1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに
 本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 135 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2
 の規定により告示する。